

沖縄工業高等専門学校後援会会則

(平成16年10月31日制定)

改正 平成17年5月 5日

平成18年5月27日

平成19年5月26日

平成20年6月 7日

平成21年5月31日

令和2年 6月13日

第1条 本会は、沖縄工業高等専門学校後援会と称し、事務所を沖縄工業高等専門学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、沖縄工業高等専門学校における教育・研究事業を支援するとともに、会員相互の交流・連携を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 学生の教育・研究活動の支援
- (2) 学生の課外活動の支援
- (3) 学生の進路指導の支援
- (4) 学生の福利厚生への支援
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 在学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者のうち理事会で承認される者

第5条 本会の円滑な運営を図るために、本会に後援会支部及び事務局を置く。

2 支部組織については、別途定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在若しくは事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事は、会務を処理する。
- (4) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(役員を選出)

第8条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、正会員のうちから理事会において選出する。
- (2) 副会長は、正会員のうちから理事会において選出する。
- (3) 理事は、正会員のうちから各支部において選出する。
- (4) 監事は、理事を除く正会員のうちから理事会において選出する。
- (5) 顧問のうち1名は校長をもって充て、その他に置く場合は、会長が指名するものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合には、これを補充する。ただし、補充された役員任期は、前任の在任期間とする。
- 3 任期満了後、次期役員が決定するまでは、引き続き会務を行うものとする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 総会の議長は理事以外の参加会員の中から選出する。理事会の議長は会長が務める。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会に出席できない理事は、議案の採決を議長(会長)に委任する、または賛否や意見等の審議結果を事前に報告することで採決に参加できる。
- 5 総会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 6 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、必要に応じて開催するものとする。
- 7 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 8 総会で行う事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び事業計画の決定
 - (2) 会則の改廃
 - (3) 役員選出報告
 - (4) 予算の決議及び決算の承認
 - (5) その他重要事項
- 9 理事会は、前項の各号に掲げる事項について、企画立案及び審議に当たる。
- 10 理事会は、緊急を要する場合、総会に代わって決議することができるが、この場合、総会への報告を必要とする。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費の額及び納付方法は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員の会費は、学生1名につき月額2,000円とし、毎年4月に12ヶ月分に相当する額を納付するものとする。
 - (2) 賛助会員の会費は、年額5,000円以上(1口5,000円を単位とする)とし、臨時納付するものとする。
- 3 寄付金は、会員及び篤志家の寄附による。
- 4 一旦納付された会費及び寄付金は返還しない。ただし、特段の事由がある場合、会長が認められたものについては、返還できるものとする。
- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 前条第2項の規定にかかわらず、会費の納入を猶予することができるものとする。

- 2 会費納入の猶予については、別途定める。

(細則)

第13条 会則に定めない本会運営の詳細については、別途定める。

2 前項に規定する細則は、会長又は副会長が発議し、理事会の承認を得て制定する。

(事務)

第14条 本会の事務を処理するため、後援会職員を置くことができる。

附 則

この会則は、平成16年10月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

第10条第2項第1号の規定にかかわらず、平成16年度に在学する学生の保護者である正会員の会費については、学生1名につき月額2,000円の12ヶ月分を一括して平成16年度中に納付するものとする。

附 則 (平17. 5. 5)

この会則は、平成17年5月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平18. 5. 27)

この会則は、平成18年5月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平19. 5. 26)

この会則は、平成19年5月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 6. 7)

この会則は、平成20年6月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平21. 5. 31)

この会則は、平成21年5月31日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (令2. 6. 13)

この会則は、令和2年6月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。